

改正建築基準法を受けて
住宅着工戸数が急減するな
ど、建築確認の現場で広が
っている混乱を收拾するた
め、国土交通省は十四日、

国交省

同法の施行規則を一部改正
した。設計変更でも安全性
に影響しない場合は、建築
確認の申請後でも変更を認
めると明示したのが柱。こ

建築確認の混乱 收拾へ規則改正

れまでではどんな場合に設計証明できれば、申請後でも変更を認められるのかわか設計変更を認めることを明なうて建築士に過剰な負担りにくく、安全性に問題が記した。国交省は「軽微ながかかり、建築確認手続きのないのに建築確認申請のや変更」は認めていたが、定を遅らせている」との批判り直しを求められ、着工が義があいまいで、建築確認にも対応。改正で提出を義務づけた建築材料などに関

安全性に問題なければ設計変更を容認

大幅に遅れるといった混乱申請の現場では、変更をまする大臣認定書の写しは、につながっていた。ったく認めずに再申請させ審査機関が求めなければ添改正は同日付の官報で告る審査機関もあった。付を省略できるように見直示した。耐震性や防火面な法改正で審査を厳格に示した。どで安全性が下がらないと結果、「大量の申請書類